

茨木市介護保険事業者向け説明会(平成31年3月27日実施分) 質問票に対する回答

NO.	次第番号	質問項目	質問	回答	担当課
1	1(3)	住宅改修代理受領制度について	住宅改修時、代理受領ではなく、これまで通りの申請でも複数の見積もりが必要でしょうか？	償還払い、代理受領を問わず、どちらの場合も複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に説明する必要があります。介護保険最新情報vol664[平成30年7月13日]を参照ください。申請時に複数の見積もりが必要なわけではありません。	長寿介護課 給付係
2	1(4)	介護報酬改正について (区分支給限度基準額)	介護報酬が下がり、デイサービス等の廃止、または廃止を検討している施設もあると聞きますが、今後もまた報酬が下がる可能性もありそうですか？	国の通知等の正式な発表がないため、詳細は不明です。報酬の改定やインセンティブの強化など、介護給付費分科会の動向を注視してください。	長寿介護課 給付係
3	2(2)	訪問・通所型サービスの回数コードと日割コードの使い分けについて	訪問型サービスも回数コードと日割コードの使い分けルールがありますか？	今回の資料の例は通所型サービスですが、訪問型サービスも同様です。単位数を訪問型サービスに読み替えてください。	長寿介護課 給付係
4	2(3)	訪問型サービスAと従前相当のサービス振分けルールについて	退院直後、従前相当サービスを利用しており、3か月が経過した場合、独自サービス(訪問型サービスA)か、従前訪問介護相当サービスの継続かは、誰が何をもちて判断すればよいですか？	退院から3か月を経過した場合も、【原則以外の対応基準】に照らして、ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに判断していただくことになります。	長寿介護課 認定係
5	2(3)	訪問型サービスAと従前相当のサービス振分けルールについて	複数の訪問型サービスA事業所に断られる理由としては、何がありますか？	「サービス利用者の居住地域を担当できるヘルパーがいない」等の理由が考えられます。	長寿介護課 認定係
6	2(3)	訪問型サービスAと従前相当のサービス振分けルールについて	訪問型サービスAの空きがないと断られて、従前相当サービスが開始後、訪問型サービスAが空いたと連絡があった場合、訪問型サービスAに変更しないといけませんか？	利用者に制度の主旨を十分に説明し、可能な範囲で訪問型サービスAへの移行をお願いします。	長寿介護課 認定係
7	2(3)	訪問型サービスAと従前相当のサービス振分けルールについて	従前訪問介護相当サービスの利用者となる対象者の「新規」とは、どのような人のことですか？	(初めて認定を受けた方、通所型サービスのみ利用していた方などで)訪問型サービスを初めて利用する人が対象となります。	長寿介護課 認定係

NO.	次第番号	質問項目	質問	回答	担当課
8	2(5)	要支援者の更新前相談について	更新時の基本チェックリストは、地域包括支援センターが実施しないといけませんか？	基本チェックリストは、地域包括支援センターが実施してください。	長寿介護課 認定係
9	2(5)	要支援者の更新前相談について	事業対象者への移行の判断は、誰がするのですか？ (ケアマネージャーか地域包括支援センターか茨木市か)	デイサービス・ヘルパーサービスのみを利用し、状態が安定している利用者については、事業対象者への移行を検討してください。判断に迷う際は、地域包括支援センターまたは、長寿介護課にお問い合わせください。	長寿介護課 認定係
10	4(1)	市立老人デイサービスセンターの廃止について	民間によるデイサービスセンターの運営は、これまで同様指定管理者制度によるものですか？また、大体の日程も教えて欲しいです。	運営形態は、指定管理者制度ではなく、「公有財産の貸付」を予定しております。 日程につきましては、現在調整中ではありますが、2019年秋頃に事業者の公募・選定を行い、年内には事業者を確定させたいと考えております。	地域福祉課 推進係
11	4(2)	訪問理美容サービス出張費助成事業の開始について	出張費込みの訪問理美容サービスのところを利用する場合、助成券を使用できるのでしょうか？	使用できます。 利用者に提示される金額が出張費込みであっても、理美容組合が市に請求する際に、助成対象の出張費とそれ以外を切り分けて請求を行うので問題ありません。	長寿介護課 介護予防係
12	4(2)	訪問理美容サービス出張費助成事業の開始について	理美容の組合でないと出張費用助成の対象にはならないのでしょうか？	大阪府理容生活衛生同業組合及び大阪府美容生活衛生同業組合の茨木支部の組合員による理美容サービスに限られます。	長寿介護課 介護予防係
13	4(3)	その他の在宅福祉サービスについて	以前は高齢者支援課サービスのパンフレットがありましたが、長寿介護課になってから見かけません。冊子がありますか？ある場合どちらでいただけますか？	「高齢者福祉サービスのご案内」につきましては、現在は発行を取り止めております。今後は市ホームページ等で各サービス内容をご確認ください。	地域福祉課 推進係

NO.	次第番号	質問項目	質問	回答	担当課
14	4(4)	コミデイ・街デイについて	コミュニティデイハウス利用対象者について、利用が適当であると認められた人は具体的にどのような人か、誰がどのように認めるのか、基準はありますか？	基本的には、65歳以上の高齢者で要支援・要介護認定を受けていない方は、誰でも利用が可能です。要支援の認定を受けている方については、ケアマネジメントによります。	長寿介護課 介護予防係
15	4(4)	コミデイ・街デイについて	介護予防の観点から身体のみならず、精神面や社会参加も含まれるとありました。現在、要支援の方は、1月に1事業所の通所型サービスしか利用できません。通所型サービスにも多様性があります。身体面でリハビリに特化したデイを利用したい方が、社会参加の為にコミデイを利用することができない事に対し、改善があればと思います。	コミュニティデイハウスとリハビリデイなど他の通所型サービスとの併用については今後検討します。	長寿介護課 介護予防係
16	4(8)	生活保護受給者への介護サービス等について	生活保護の方の提出する書類を確認したいです。 1 新規・更新時 2 サービス追加や変更時 ①ケアプラン ②利用票 ③介護保険者証 で良いですか？	1新規・更新時、2サービス追加や変更時、共に、①ケアプラン(第1表～第3表)と②利用票(第6表・第7表)は必ず提出してください。ただし、案件により、ケアプラン(第4表・第5表)や③介護保険者証の写しの提出をお願いする場合がありますので、依頼があった際はご提出をお願いします。	生活福祉課